

宮代町空き家等買取事業に関する協定書

宮代町（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部（以下「乙」という。）は、町内の空き家等の解消を促進するため、次のとおり宮代町空き家等買取事業（以下「本事業」という。）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、訳あり不動産となっている空き家等について、適切な管理や利活用及び流通を推進することにより、空き家等の解消を図り、もって地域の安全性の確保、生活環境の保全及び地域の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に定めるものであって、町内に所在するものをいう。
- （2）訳あり不動産 著しく老朽しているもの又は建築基準法上制限を受けるもののほか、通常の市場流通に支障を生じさせる特段の事情を有する空き家等をいう。
- （3）所有者等 訳あり不動産を所有し、又は管理する者（相続人、成年後見人、相続財産清算人を含む。）をいう。

（本事業における業務分担）

第3条 甲は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる業務に取り組むものとする。

- （1）訳あり不動産の指定
- （2）所有者等への売却意思等の確認
- （3）乙への所有者等の情報の提供
- （4）本事業に関する広報活動
- （5）その他本事業の実施に必要な業務

2 乙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる業務に取り組むものとする。

- （1）訳あり不動産の買取
- （2）訳あり不動産の権利関係の整理
- （3）所有者等への訳あり不動産の買取に関する査定及び維持や解体に関する試算等の提供
- （4）取得した訳あり不動産の適切な管理及び速やかな市場への流通
- （5）甲への本事業に関する実施状況の報告
- （6）本事業に関する啓発チラシ等の作成
- （7）その他本事業の実施に必要な業務

（個人情報取扱い）

第4条 甲及び乙は、本協定の取り組みにより知り得た所有者等に関する個人情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。なお、死者に関する情報についても同様とする。ただし、所有者等の承諾を得た場合はこの限りでない。

（協定内容の変更）

第5条 本協定の内容を変更する際には、その都度協議を行うものとする。変更は、書面による合意をもって正式に成立する。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（解除）

第7条 甲及び乙が本協定の解除を希望する場合は、協議の上、解除予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 甲及び乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月13日

甲 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号

宮代町

宮代町長

新井 康之

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原二丁目2番7号 ノアコーポ2F

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉支部

支部長

三城 貴広